

おひとりで悩みを抱えているあなたへ

解雇や賃金未払いなどの労働問題、生活保護・多重債務などの生活問題に

弁護士が無料で相談に応じます

全国一斉・無料相談

暮らしとこころの相談会

- 今回の相談会では、アルコール・ギャンブル等の依存症にかかわるお悩みを、特に重点テーマとしております。ご本人だけでなく、ご家族からの相談も大歓迎です。
- 消費者金融にたくさん借金をしている
- 借金を返済しているのに残高が減らない
- 夜遅くまで働いているのに残業代が出ない
- 派遣切りで、寮から出て行けと言われた
- 悩み事が頭から離れず、夜よく眠れない
- 子どもが引きこもり、家族といさかいになる
- 生活保護は受けられるの？
- お金を貸してくれる公的な機関は
- 窓口で生活保護の申請を受け付けてもらえない
- 何もやる気がおこらず仕事にも行きたくない
- 自殺を考えることがある
- 勤め先で突然「明日から来なくていい」と言われた

本相談会には、一部に法テラスが実施している収入・資産等が一定基準額以下である方を対象とした無料法律相談が含まれることから、お申込みの際、収入や資産等をお伺いさせていただくことがあります。

ご相談には、弁護士に加え専門の相談員が「こころの悩み」にも対応いたします。

※予約状況等により、弁護士のみに対応となる場合があります。

面談相談実施日時 **2020年3月13日(金) 10:00～17:00**

実施会場 **札幌弁護士会館7階(札幌市中央区北1条西10丁目)**

予約受付期間 **3月2日(月)～6日(金)、9日(月)～12日(木)**

10～12時、13～17時

ご予約・問合せ **札幌弁護士会(011-281-2428)**

※面談時間は1時間以内です。

※ご予約・問合せ電話番号での電話相談は受け付けておりません。

※ご予約・問合せのお電話には通話料がかかります。

《主催》日本弁護士連合会・札幌弁護士会・
日本司法支援センター(法テラス)・札幌市
《後援》厚生労働省・総務省